

定 款
医療法人 大阪会 定 款

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本社は、医療法人 **大阪会** と称する。

第 2 条 本社は、事務所を **大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目 2 番 7 号** に置く。

○丁目や○丁については、算用数字ではなく漢数字、かつ丁（目）は省略せず表記すること。複数の事務所を開設する場合は「本社は、主たる事務所を～、従たる事務所を～に置く。」と記載してください。

第 2 章 目的及び業務

病院のほかに診療所・介護老人保健施設を開設している場合は、それらを列挙してください。第 4 条・第 4 条の 2・第 2 9 条第 4 項・第 2 9 条第 2 項・第 3 0 条第 5 項も同様とすること。

第 3 条 本社は、病院（及び診療所並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする

第 4 条 本社の開設する病院（及び診療所並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(1) **医療法人大阪会 阿倍野病院 大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目 2 番 7 号**

病院のほかに診療所・介護老人保健施設を開設している場合は、<例>を参考に列挙してください。
<例>

(2) 医療法人大阪会 中央診療所 大阪府大阪市中央区大手前二丁目 1 番 2 2 号

(3) 介護老人保健施設 北の園 大阪府大阪市中之島一丁目 3 番 2 0 号

2 本会社が**大阪市**から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(1) **医療法人大阪会 住之江病院 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目 1 4 番 1 6 号**

第 4 条の 2 本社は、前条に掲げる病院（及び診療所並びに介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。

(1) **医療法人大阪会 浪速訪問看護ステーション 大阪府大阪市浪速区敷津西一丁目 5 番 2 3 号**

医療法第 4 2 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を列挙してください。
附帯業務を行っていない場合は記載せず、条文を繰り上げてください。

第3章 資産及び会計

第5条 本団の資産は次のとおりとする。

- (1) 本団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの）
- (2) 本団に寄附された財産
- (3) 本団の事業に伴う収入
- (4) その他の収入

第6条 本団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円

(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品

- 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、大阪市保健所長の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。

上記の第6条第1項を次のように具体的に記載することもできます。この場合、土地・建物については全部事項証明書のとおり、記載してください。

(基本財産)

第7条 本団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) 現金 〇〇〇〇〇円

(2) 土地

・大阪府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番 〇〇〇㎡

・大阪府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番 〇〇〇㎡

所在の〇〇病院敷地 計〇〇〇㎡

(3) 建物

・大阪府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番

所在の木造瓦葺平屋建 〇〇病院 1棟 〇〇〇㎡

第7条 本団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本団の経費を支弁する。

第8条 本団の資産は、理事会又は社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第9条 資産のうち現金は、医業経営のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第10条 本団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。

第11条 本団の会計年度は、〇月〇日に始まり翌年（同年）〇月〇日に終る。

第12条 本団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。

- 2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を大阪市保健所長に届け出なければならない。

第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 社員

第14条 本社の社員中、親族等の数は、社員総数の3分の1以下としなければならない。

社員の親族等とは、次に掲げる者とします。

- ① 社員のいずれか1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外のもので当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

第15条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

第16条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社
- 2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第17条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。

第18条 社員は、本社の資産の分与を請求することができない。

- 2 前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。

第5章 社員総会

第19条 理事長は、定時社員総会を、毎年2回○月及び○月に開催する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。
- 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会に付すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日

時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

第 20 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

第 21 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年〇月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	毎年〇月
4 定款の変更	随時
5 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）	
6 事業計画及び収支予算の重大な変更	
7 社員の入社及び除名	
8 理事、監事の選任、辞任の承認	
9 本団体の解散	
10 定款第 5 条に関する事項	
11 他の医療法人との合併	
12 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	

第 22 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

- 2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 23 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 24 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

- 2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第 25 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 26 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。ただし、議事録署名人は、社員総会において出席社員のうちから選出するものとする。

第 27 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第 6 章 役員

第 28 条 本団に、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上○名以内

うち理事長 1 名

常務理事 ○名

(2) 監事 2 名

2 理事及び監事は、社員総会の決議によって本団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第 29 条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。

2 本団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（及び診療所並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、大阪市保健所長の認可を受けた場合はこの限りでない。

3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

4 本団の役員を選任するにあたっては、理事は 6 名を、監事は 2 名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ 3 分の 1 以下としなければならない。

第 30 条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 理事長は本団の業務を執行し、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

上記第 2 項に替えて、以下の条文にすることも可能です。

2 理事長は、本団の業務を執行し、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本団の業務を監査すること。

(2) 本団の財産の状況を監査すること。

(3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会及び理事会に提出すること。

(4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪市保健所長、社員総会又は理事会に報告すること。

(5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

5 監事は、本団の理事又は職員（本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任すること

ができない。

第 31 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

条項の繰り上げ等により条文がずれている場合は該当する条項を記載して下さい。

3 役員は、**第 28 条**に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第 32 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、決議することができない。

第 33 条 役員の報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。

上記第 33 条に替えて、以下の条文にすることも可能です。

(例 1)

第 33 条 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。

(例 2)

第 33 条 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。

第 34 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本社の取引

(3) 本会社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本会社とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

役員の損害賠償責任についての条文を設けることもできます。この場合、第 34 条の次に、次の条文を加え、以下順次繰り下げてください。

(役員の損害賠償責任)

第 35 条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本会社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第37条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。
- 3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

条項の繰り上げ等により条文がずれている場合は該当する条項を記載して下さい。

第38条 理事会の議長は、理事長とする。

第39条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、**第48条**の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

上記第40条第2項に替えて、以下の条文にすることも可能です。理事数が多い場合は、ご検討ください。

(例)

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第41条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第8章 評議員

第42条 本財団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。

第43条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者
 - (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者
 - (3) 医療を受ける者
 - (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者
- 2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。
- 3 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。

第44条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第45条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第9章 評議員会

第46条 理事長は、定時評議員会を、毎年2回〇月及び〇月に開催する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。
- 3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第47条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第48条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年〇月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	毎年〇月
4 定款の変更	随時
5 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）	
6 事業計画及び収支予算の重大な変更	
7 本財団の解散	
8 定款第5条に関する事項	
9 他の医療法人との合併	
10 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	

第 49 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

- 2 評議員会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第 50 条 評議員は、評議員会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 51 条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第 52 条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 53 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。ただし、議事録署名人は、評議員会において出席評議員のうちから選出するものとする。

第 54 条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第 10 章 証明書等の提出

第 55 条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

- 2 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第 11 章 定款の変更

第 56 条 この定款は、**第 21 条、第 39 条第 3 項及び第 48 条**の手続きを経た上、かつ、大阪市保健所長の認可を得なければ変更することができない。

条項の繰り上げ等により条文がずれている場合は該当する条項を記載して下さい。

第 12 章 解散及び合併

第 57 条 本社は、第 3 条に規定する**目的たる業務の成功の不能**その他やむを得ない事由のある場合は、**第 21 条、第 41 条第 3 項及び第 50 条**の手続きを経た上、大阪市保健所長の認可を受けて解散することができる。

条項の繰り上げ等により条文がずれている場合は該当する条項を記載して下さい。

第 58 条 本団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。

第 59 条 本団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。

第 60 条 本団は、総社員の同意があるときは、大阪市保健所長の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第 13 章 雑則

第 61 条 本団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 62 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。